

都道府県・政令指定都市名	12 京都市
--------------	--------

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当
担 当 職 員 数	10 人 (専任 10 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	京都市男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1981年4月24日 根拠: 京都市男女共同参画推進会議規則
長 の 役 職	副市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	京都市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2004年4月1日
構 成 員 数	12 人 (女性 7 人、男性 5 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2021 年 10 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	第5次京都市男女共同参画計画
改 定 ・ 見 直 し の 予 定 時 期	2026年4月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	京都市男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 暦)	2003年12月26日
	施 行 日 (西 暦)	2003年12月26日
	最 終 改 正 日 (西 暦)	2013年11月15日
	改 正 内 容	「京都市執行機関の附属機関の設置に関する条例」の制定に伴う規定整備
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)	2022年3月31日
目 標 値	(西暦) 2026 年度まで	70 %	附属機関のうち男女いずれの登用率も35%を超える附属機関の割合が70%以上		
根 拠	第5次京都市男女共同参画計画				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律又は条例により設置されている附属機関等、要綱等により開催されている懇談会等 ※行政機関、各種団体等の間の調整又は協議を目的とするもの及び法律の定めるところにより委員の大部分を選挙によって選任するものを除く。				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(210)うち女性委員を含む審議会等数(210)	延総委員等数(3,578)延女性委員等数(1,326) 女性比率(37.1)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(121)うち女性委員を含む審議会等数(121)	延総委員等数(2,415)延女性委員等数(895) 女性比率(37.1)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(20)うち女性委員を含む審議会等数(20)	延総委員等数(1,123)延女性委員等数(352) 女性比率(31.3)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(4)	延総委員等数(50)延女性委員等数(11) 女性比率(22.0)	
目標値以外の目標設定					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	724 人	(2021 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	委員の公募(1. 有 2. 無)	1
そ の 他 (委員選任に係る事前協議の実施)					

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)									
管理職総数	(人)	(A)=(C+E+G)	女性管理職の内訳										
	うち女性管理職数(人)	(B)=(D+F+H)	女性比率(%)	(B/A)									
本庁	計	647	76	11.7	165	14	8.5	28	2	7.1	454	60	13.2
	うち一般行政職	474	45	9.5	143	11	7.7	0	0		331	34	10.3
支庁・地方事務所等	計	515	94	18.3	93	20	21.5	15	0	0.0	407	74	18.2
	うち一般行政職	328	53	16.2	83	16	19.3	0	0		245	37	15.1
全体	計	1,162	170	14.6	258	34	13.2	43	2	4.7	861	134	15.6
	うち一般行政職	802	98	12.2	226	27	11.9	0	0		576	71	12.3
再掲	警察関係	0	0										
	教育委員会	110	11	10.0	21	0	0.0				89	11	12.4

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2022年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	204	36	17.6	896
	うち一般行政職	129	14	10.9	668	120	18.0
支庁・地方事 務所等	計	183	28	15.3	893	197	22.1
	うち一般行政職	74	15	20.3	476	105	22.1
全体	計	387	64	16.5	1789	377	21.1
	うち一般行政職	203	29	14.3	1144	225	19.7
再掲	警察関係						
	教育委員会	25	6	24.0	62	9	14.5

問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	42	5	11.9	59	13	22.0	80	26	32.5
	うち一般行政職	34	2	5.9	31	4	12.9	62	17	27.4
支庁・地方事 務所等	計	58	11	19.0	34	3	8.8	109	24	22.0
	うち一般行政職	24	4	16.7	11	1	9.1	37	13	35.1
全体	計	100	16	16.0	93	16	17.2	189	50	26.5
	うち一般行政職	58	6	10.3	42	5	11.9	99	30	30.3
再掲	警察関係									
	教育委員会	5	1	20.0	4	0	0.0	8	1	12.5

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経 年 数	遠隔地で の長期研 修(4週間 以上)	遠隔地で の 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○					○	◎			○	
補佐級	○					○	◎			○	
係長級	○			○		○	◎			○	係長級職員として必要な能力を判定するものとして「係長能力認定試験」を実施しており、当該試験に合格すると、3級(主任級)に昇格することとなる(当該試験の合格をもって係長級に昇任するものではない)

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	506	29	5.7
昇格試験	604	167	27.6

問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日～2022年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	360	155	43.1
うち 上級	267	117	43.8
うち一般行政職	199	75	37.7
うち 上級	179	68	38.0
うち警察関係			
うち 上級			

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	京都市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第1条 この要綱は、職員が婚姻等により氏を改めた後も、職務遂行上、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2022年4月1日 2: その他(西暦)

防災・危機管 理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理 職数(人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
22	1	4.5	7	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設定

名 称	京都市男女共同参画センター		愛称・通称	ウイングス京都	
設置年月日(西暦)	1994年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：604-8147 住 所：京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 電話番号：075-212-7490 FAX番号：075-212-7460 ホームページ：https://www.wings-kyoto.jp/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：公益財団法人 京都市男女共同参画推進協会) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：公益財団法人 京都市男女共同参画推進協会) その他()				
職 員 数	常勤	11 人、	非常勤	14 人	予算額 2022年度 106,960 千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 啓発冊子の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画に係る講座等) ○ 3. 相談事業(主な事項 女性相談(電話、面接、法律、暴力)男性相談(面接、DV電話)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書資料等の収集・提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項 苦情・要望等処理制度) ○ 6. 交流促進(主な事項 京都市男女共同参画市民会議の開催) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 市民活動サポート事業) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項 男女共同参画データブックの作成) ○ 10. その他(主な事項： 保育事業、女性の防災リーダー育成事業)				
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの：○				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	京都市教育振興基金		基金・基本財産額	50,000	千円
設置年月日(西暦)	1992年5月24日		出資者	京都市地域女性連合会	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 京都市男女共同参画市民会議運営懇談会 2. 無 名称等：	加盟団体数	7	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	11	
問10-4 活 動 内 容	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 (内容： 市民などによる学習意見交流の場として開催している「京都市男女共同参画市民会議懇談会」の開催)				
※ 実施しているもの：○					

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

1. 担当者連絡会議の開催	}
2. 市区町村職員研修会の開催	
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催	
4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付 名称： 概要：	
7. その他 内容：	

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
○ 3. その他 (内容： 育児休業中の職員(男女問わず)の研修受講を認めている。(自主研修扱い))

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2021年度予算 (千円)	2022年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	185,550	186,349	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0186 %	0.02025 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容: 京都市公共工事競争入札有資格者格付要領、京都市設計業務等競争入札有資格者格付要領参照。)	○

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			○
④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩	短時間正社員制度の導入			
⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
⑬	その他			○

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)		1	2
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入	○	
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	
	12 その他	○	

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度(1, 2, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 あり	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	輝く女性応援京都会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	京都市男女共同参画データブック
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	2 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()		

問18-1 2022年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 啓発誌の発行 ・ 啓発誌の発行 ・ 専用ホームページや民間媒体誌を活用した情報発信	「男女共同参画通信」の発行 啓発誌「京都市DV相談支援センター通信」の発行 真のワーク・ライフ・バランス推進を目指す企業や市民に向けた総合的なポータルサイト「京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB」やオフィス等で配布される民間媒体誌に、真のワーク・ライフ・バランスに取り組む市民や企業を掲載し、市民や事業者への波及・浸透に取り組んでいる。		年2回 6月
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・ 京都市男女共同参画講座 ・ 女性デジタル人材育成セミナー ・ 男性の家事育児参画セミナー	「みんなで考える男女共同参画講座」等の開催 デジタル分野における女性の活躍推進に取り組み、自らの意思により働き又は働こうとする女性がその思いを叶え、その個性と能力を十分に発揮しながら職業生活で活躍することを考える講座と併せて、デジタル分野における就業に役立つスキルの獲得のための実践的なセミナーを実施する。 コロナ下では、有配偶の女性の無償労働時間が増加しているため、男性の家事育児への参画の促進を目的として、企業の社員を対象とし、先進的な取組を行う企業や男性ロールモデルを講師に迎えた講座を開催する。	約1,300名	通年
4. 相談事業 ・ 女性のための一般相談 ・ 女性のための専門相談 ・ 男性のための相談 ・ 男性のためのDV電話相談 ・ つながる相談室	日常生活の中で女性が直面する様々な悩みや問題についての相談事業の実施 女性が直面する法律上の相談、女性に対するDV(ドメスティック・バイオレンス)や性暴力等についての相談事業の実施 日常生活の中で男性が直面する様々な悩みや問題についての相談事業の実施 男性のためのDVに関する電話相談の実施		通年 通年 通年 通年
5. 情報収集・提供 ・ 資料の収集と提供	男女共同参画に関する情報・資料の収集・提供		通年
6. 苦情処理 ・ 苦情・要望等処理制度	苦情等について、調査を行い、必要に応じて関係者等に対し、助言・是正の要望等を行う。	委員3名	案件ごとに開催
7. 交流促進 ・ 京都市男女共同参画市民会議の開催	本会議懇談会委員に、男女共同参画に係る講座を受講してもらい、コラム作成や、広報啓発を実施する。		未定
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 市民活動サポート事業 ・ 主に女性支援を行うNPO法人等のプラットフォーム(不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業)	男女共同参画の推進に関わるNPOやグループの活動に対する助成等を実施する。 令和3年度に構築したNPO法人等のプラットフォームを活用し、孤独・孤立で不安や困難・課題を抱える女性を対象とした相談窓口運営、居場所づくりを行うことと併せて、新たに、女性の就業支援に取り組む。		未定
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 男女共同参画データブック	京都市の男女共同参画の現状を市民に情報提供することや、男女共同参画をテーマに調査分析を行うことで、男女共同参画を促進させる。		隔年
11. その他 ・ 保育事業 ・ 防災リーダー育成事業 ・ 配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議	男女共同参画の推進に関わる講座参加者や、男女共同参画・女性のための総合的な施設であるウイングス京都の施設利用者を対象に保育を実施 災害時の女性の困難と対策の視点を踏まえた男女共同参画の推進を旨とし、防災リーダーを育成する。 府市合同により、配偶者等からの暴力による被害者等を支援するため、関係機関の情報交換及び市民向け啓発事業等を実施する。	約60名	通年 2月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名		京都市会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	4
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	2
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無		1. あり 2. なし 3. その他()	2
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
		1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
配偶者の出産		2	
育児		2	
家族の看護		2	
家族の介護		2	
疾病		1	
その他		0	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2
議会におけるハラスメント防止に関する取組		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	2
行っている取組 ※実施しているもの:○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
(ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合) 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	2
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規 則 名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕
計画、指針名	京都市地域防災計画
該当部分の規定	避難所運営に関する男女共同参画の推進(行財政局防災危機管理室, 文化市民局男女共同参画推進課, 区役所) 行財政局防災危機管理室, 文化市民局男女共同参画推進課, 区役所は, 避難所の開設・運営に際しては, 生活者としての女性の視点が重要であり, 運営組織等には男女が共同して参画することを基本として取組を進める。(引用箇所:京都市地域防災計画「震災対策編」)

調査時点コード: 2

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦)(2022年3月31日)

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	54	14	25.9	
	市町村防災会議(委員のみ)	53	14	26.4	
	2 民生委員推薦会	12	4	33.3	
	3 国民健康保険事業の運営に関する協議会	20	6	30.0	
	4 地方社会福祉審議会	45	18	40.0	
	5 土地利用審査会	7	4	57.1	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	35	22	62.9	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 地方港湾審議会				
	9 土地区画整理審議会	65	3	4.6	
	10 建築審査会	7	3	42.9	
	11 開発審査会	7	3	42.9	
	12 市町村都市計画審議会	16	6	37.5	
	13 介護認定審査会	586	177	30.2	
	14 精神医療審査会	16	5	31.3	
	15 市町村国民保護協議会	45	7	15.6	
	16 地方独立行政法人評価委員会	10	4	40.0	
	17 感染症診査協議会	20	4	20.0	
×	18 市街地再開発審査会				
	19 障害支援区分審査会	113	37	32.7	
	20 児童福祉審議会	59	32	54.2	
	21 行政不服審査会	6	3	50.0	
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	合 計	1,123	352	31.3	
	女性委員0の審議会数	0			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	21	4	19.0	
6	固定資産評価審査委員会	12	4	33.3	
	合 計	50	11	22.0	
	女性委員0の委員会数	2			